

史料編纂所所蔵『大外記中原師廉記』

『大外記中原師廉記』解題

一、概要

本稿で紹介する本所所蔵『大外記中原師廉記』（原本・貴重書〇三七三―四。以下本記とする）は、大外記中原（押小路）師廉の天正三年（一五七五）の日記である。

1 伝来過程

本所には昭和四二年（一九六七）に入架された¹。江戸期の所在は不明であるが、明治半ばごろに作成された『押小路家本目録』²には見え²、それまでには押小路家から流出していたと思われる。本所には大正一〇年（一九二一）に作成された影写本³があり、この時点では東洋史研究者で京城帝国大学教授、東本願寺の第二一世大谷光勝氏の孫にあたる大谷勝真氏の所蔵だったことがわかる。同じ時に、同氏所蔵の『大外記中原師生母記』⁴（文禄四年・五年記）『院中御湯殿上日記』⁵（天正一五年）

金遠久留
藤子
珠典俊裕
拓紀子之和

一九年記）の影写もなされている。この三記は一まとまりに伝来したらしく、当初本記は、『大外記中原師生母記』とともに『院中御湯殿上日記』の一部と考えられていた⁶。昭和二六年（一九五二）には、紙背文書の謄写本が作成されている⁷。

2 体裁

本記は三七紙から成る。冒頭部分が失われるなど全体的に傷みがあるが、正月一日より二月末日まで通年で残る。料紙は大きさに多少の違いはあるものの、縦二四cm、横四二cm前後である。本文は文書の紙背を利用し、横二つ折にして上下に記されている（口絵写真参照）。紙の右端は、左端に比べやや余白をとり本文が記されている。綴じ穴は上下二つずつ、二組が確認できる。ただしいずれも文字にかかっている部分があり、執筆時には綴じられていなかったと推測される。執筆後、折られた状態で右側を綴じる横帳に仕立てられたのであろう。なお大正一〇年作成の影写本では、配列に若干の錯簡が見える。また影写本を基に、昭

和一三年（一九三八）に本記を紹介した斎木一馬氏は「縦約四寸の卷子本」と記している。⁸これは影写本が、あたかも折紙の上下が切断され横に継がれた卷子装であるかのように表現されているためと推測される。現在本記は修補裏打の上、一紙ずつ開いた状態で保管されている。

本文は主に仮名で記され、女房言葉も混在している点、特徴的である。

3 記主

記主の中原師廉は、大永七年（一五二七）生、天文九年（一五四〇）三月大外記となり、文禄元年（一五九二）八月、六六才で没したという。⁹『押小路家譜』『地下家伝』などでは師象の子とするが、師廉の叙爵時の記事には「もろかたむまこもろか」と（師象孫師廉）と見え、孫だったようである。¹⁰本記の天正三年時点では、四九歳で正四位下掃部頭・造酒正・大外記兼助教の地位にあった。息女の一人はこの年、「御ややの御局」として、誠仁親王に祇候することとなった（二月二十九日条）。

中原氏は、太政官外記局の首席大外記を歴代勤め、局務家と称された。¹¹外記局は太政官の実務を担当し、中世には文書の確認・作成、内裏での行事の記録、先例勘申、除目関係事務などに携わった官である。地下官人ではあるが、宮中では重んじられた。局務家には、中世前期には清原氏と中原氏の数流が存在したが、室町中期以降相次いで断絶していった。この時期には中原氏では師廉の属する家（近世の押小路家）のみになっている。局務中原氏はその職掌からも歴代日記を残している。¹²局務家はまた明経道の学者の家でもあり、師廉も大学寮の官の一つ助教を兼ねている。さらに造酒正・掃部頭の官を実質的に世襲しており、その得点が財政基盤ともなっている。¹³本記にもこれらの職に関わる記述が多くみられる。

4 織田信長に関する記事

天正三年は長篠合戦があった年である。本記にも織田信長に関する記事が散見される。信長は四月に河内出兵（二日条・六日条・二一日条）、五月に長篠合戦（二一日条。ただしこの記事は後日の挿入。口絵写真1）、八月に越前出兵（二一日条・二六日条）と転戦しており、本記にもそれらに関する伝聞が記される。また信長の数度の上洛時には他の公家たちとともに挨拶に行っている。三月一日には信長から公家衆への米の分配が行われ、師廉は二石を賜った（一四日条・一六日条）。同様に一月八日には、知行が宛行われた。その他、三月には赤松氏の娘が、信長の養女として二条昭実に嫁す（二八日条）。信長は二月には権大納言、右大将に任じられる（四日条・七日条。口絵写真2）。この時、師廉は陣儀に従い、また宣旨を信長の許に持参する役を勤めた。信長から砂金一〇両の下行を受けた師廉は、「いよいよ道の事覚悟いたし奉公専一なり」と記している。

二、師廉家の職務と財政

本記にはまた、公事銭の算用から味噌・暦等の購入まで、師廉家の收支に関する記事が多く見える。当該期の下級官人の経済状況、商業課役を納める商人たちとの関係などを窺うことができる貴重な史料といえよう。では師廉家の収入はどの程度だったのか。本記より一〇年後、天正一三年（一五八五）五月・十一月に作成された「当知行注文案」が現存している。これによれば師廉家の当知行分は酒公事九石、外記町地子六石、菴公事一石、紺灰役一石七斗、山崎の油公事一斗という。¹⁴天正三年にもほぼ同規模であったであろう（ただし、収入にはこのほか外記の勤めに伴う御訪などがあったと推測される）。

五月二八日条では、妻子が御霊社・北野社にお百度の願を立てている。

その内容は「それかさい国のくわん（それがし在国の願）」とある。在国したい、有力者に招いてほしいという願であろうか。在国が祈念の対象となっている点、興味深いと思われる。室町後期には様々な公家が家領や縁故の大名を頼って在国したことはよく知られている。¹⁵同じ局務家の清原宣賢などは、越前朝倉氏に招かれ、数度にわたって在国し学問を講じた。在国が、生計を立てる一つの方策として願われたのかもしれない。

ともあれ小規模な家計ではあるが、その具体的内容は興味深い。以下、略述する。

1 酒麴役

「当知行注文案」で「酒公事九石」と称され、最も大きな収入となっているのが、兼官である造酒司の長官造酒正の地位に伴う酒麴役である。造酒司は省内に属し、酒や酢の醸造を掌る官司である。その商業課役である酒麴役については、室町幕府の酒屋役・京都支配権の問題と絡んで多くの研究がある。とりわけ戦国期の酒麴役については、久留島典子の研究がある。¹⁶以下、この研究に学びつつ、天正三年時の酒麴役の構造を推測していく。

本記には「さうた」「早田」なる人物が頻出し、酒・味噌や暦の購入、正月の買い物など師匠家の細々とした用を勤めている。また北野社・清水寺への月参りや信長の許へ宣旨を持参する際には、御供を勤めている（五月一日条・十一月七日条）。かなり師匠に近侍している人物である。この人物は造酒司の公事代官として永正年中より見える早田宗吉の一族であろう。当人も酒屋と思われるが、宗吉以後も造酒司に携わり役銭徴収を請け負っていたと推測される。

次に納入状況を見る。酒屋役は元来、正月・七月・一二月の三季に納

入するものであった。本記でも「西はら」が「さけのかみくよう（造酒正公用）」七月分・一二月分の未納分を納入している記事があり、各酒屋としては室町期同様三季分に分けて納めていたと推測される（二月一日条）。ただし永正年中の酒麴役は、早田から一季分をまとめて一回で納めるのではなく、何回にも分けて随時納められていたという。本記でも早田は五升、一斗、五〇文と少額ずつしばしば届けている。永正期とおおよそ同様の体制だったと推測されよう。中には早田に依頼した買い物類と算用（相殺）されていることもある。公事銭の納入の折には女性が使者として多くみられるという特徴も指摘されているが、本記でも「ちやこ」など女性が持参する様子が見える（二月九日条など）。

その他、豪商として著名な嵯峨の「すみのくら（角倉）」（四月二〇日条）の名前も見える。

2 外記町地子

次に額の大きいのが、六石を得る外記町地子である。外記町に関する記事は、三月二七日条・五月一日条・一二月三〇日条などに見える。七月一日条には、「御ちしおさまりちやう別紙にこれあり」とある。これに該当するものとして、天正三年分ではないが、同時期の「外記町納帳」が十数冊、『小西家所蔵文書』中に残されている。¹⁷これによれば七月と一二月の二季に分けて地子が納められていた。外記町の位置については、南北朝期の『拾芥抄』では中御門北大宮東の一町と見える辺りで、「当知行注文案」では「内野、野島也」と注記されている。¹⁸「外記町納帳」には「きたふなはし（北舟橋）」「ふしの木のした（藤ノ木下）」「かうたうのまえ（革堂前）」「むしやのこうち（武者小路）」「いまつし（今図子）」などの地名が見え、中世末期の諸司町の様子を窺うことができる。

3 菟公事・紺灰役

菟公事一石、紺灰役一石七斗の収入の基となっているのは掃部寮である。掃部寮は、宮内省に属する寮であり、宮中の式場の設営や掃除を担当した。設営に要する菟や薦・畳などの調達も行う。

本記でも、師廉は様々な儀式に半畳・薦・菟道の調達を行っている(正月一日条・二月二日条・二月九日条・四月二日条・一月五日条など)。中でも注目されるのは、日食の時に御所をつつむための菟の調達とその代の下行である(九月一日条)。この時には、一部を「女しゆ(女衆)」に下行すべき事が記され、これは「むしろれう(菟料)のとき」の慣例と見える。⁽¹⁹⁾ 天皇御服を担当する山科家では、その調製に室の関与が大きかったことが指摘されている。⁽²⁰⁾ 本記の女衆も具体的には記されていないが、妻や家中の女性であろうか。菟の作成も同様に女性が担っていたのかもしれない。このほか畳屋・畳の存在も見える(四月二日条・二月三日条)。

商業課役としては、菟公事(二月二六日条)・紺灰座の礼物(正月二九日条など)が記されている。このうち菟公事に関しては「ひらか五郎」(二月一日条)なる人物の存在が見える。

紺灰座は、紺染めに使用する灰を取り扱う座である。座法等が伝来し、座研究の中でも注目されている。本記を見ると、紺灰座に関わる人物として、佐野(正月二九日条など)・浦井(二月二日条など)・八木入道(七月九日条など)・大富(七月一三日条など)の名が見え、紺灰商売の礼物が正月・七月・二月の三回納入されている。紺灰座は、永正元年(一五〇四)に賀々女流(佐野家)・村腰流(村越家)・矢口流(八木家)・冷泉座流四座と定められた。⁽²¹⁾ その後、永正末年には賀々女流は佐野家と浦井家の二つに分かれ、冷泉座流は佐野家を買得する。⁽²²⁾ さらに大永年中までには大富が村腰流を得、佐野・浦井・八木・大富の四家体制となつ

⁽²³⁾ 天正三年にもこの四家が、引き続き活動していることが窺える。このうち大富は天正三年一二月に北向竹千世丸が買得したという史料が残されている。⁽²⁴⁾ 本記には直接の記事は見えないが、大富が「とりみだし候」との記述がある(二月三日条)。

また四月には佐野家で、佐野又三郎への代替わりがあり、詳細な記事がある(三月二九日条・四月一日条・二八日条・六月九日条)。それによれば佐野から賀々女流・冷泉座流、それぞれの補任銭が納められ、補任状が発給される。これを受けて佐野は請文を提出し、一同で宴会が行われた。⁽²⁵⁾ この時の紺灰座の補任に関する文書類は『壬生家文書』中にも残る。新当主の又三郎は、この時一二、三歳。後の佐野(灰屋)紹由と推測される。風流の道に長けた近世初期の代表的な上層町衆である。彼の養子紹益は、本阿弥光悦の子で、吉野大夫を落籍した話や『好色一代男』のモデルとして著名な人物である。後見を勤めている叔父了佐も、天正四年立本寺知積院に二貫文を寄進していることが知られる。⁽²⁶⁾

4 山崎油公事

天正一三年の「当知行注文案」には、今一つ山崎の油公事一斗がある。これは「こくさうあんわたりやう山崎あふらのくよう」(二月二〇日条)とあるように、穀倉院別当の地位に伴うものである。穀倉院は平安初期に設けられた官である。京内の窮民対策のために設置されたが、次第に機能を拡大し、儀式の際の饗膳の弁備などを行った。ただし中世後期の活動の実態は不明である。穀倉院別当の地位は、「わたりやう」と表現されているように、室町期よりその時々局務の地位に伴う渡領であるとの主張がなされてきた。この時期、後奈良天皇から永代相伝を認められたと主張する清原氏(局務家の一つ)との相論が続いていた。⁽²⁷⁾ 前年天正二年に、師廉に安堵の論旨が下されるが、本記の紙背文書にも

関係史料が多く見える。この時期の権益としては、油一斗が毎年三月に円通庵を通して山崎油座より上納されることになっていった(三月二日条・三日条²⁸)。

5 「御あし」

本記には、上述のような収支記事が多いことから、撰銭など交換媒体に関する言及も多く見える(七月二日条・八月九日条²⁹)。

この中で、注目されるのは銭の換算レートである。本記九月一五日条には「月そく(月食) 御下行三百文代とて、壹貫五百文」が下されている。また同日条には「八木あるいはきんす・銀子なり、代物は五錢たてなり」とある。朝廷からの下行額は当時、米・金子・銀子・代物(銭)などに換算されて下行されたのであろう。では「三百文代」が「壹貫五百文」とはどういうことなのであろうか。

似たような記述は他にもある。例えば八月二九日条には「五十文さうた、此内百五十文御あし、こめ式升と合此分」とある。「五十文」の内訳として、百五十文の「御あし」と米二升が示されていることになる。本節では「御あし」の考察を行うため、これを仮に「御あし」レートに統一して計算してみる。

米は他の日条から二斗³⁰「御あし」一〇〇〇文ということがわかる(正月一九日条など)。すなわち米二升は「御あし」一〇〇〇文であり、合計「御あし」二五〇文が「五十文」に相当すると推測される。九月一五日条では「壹貫五百文」とのみ示されているが、これは「御あし」で「壹貫五百文」が下行されたということなのであろう。逆に「三百文代」と記されている前者、あるいは八月二九日条という「五十文」は、この場合支払われた額ではなく、建前の額と推測される。本記には「建前の額」を指す特定の表現は見られず、ただ「何文(疋)」と示されている。こ

こでは便宜上「基準額」と呼ぶ。米を例に両者の関係を示せば、一升が「基準額」で一〇文、「御あし」で五〇文である。同様に九月八日条でも米五升(「御あし」二五〇文と計算可能)と「御あし」一〇〇〇文が都合七升、すなわち「御あし」で三五〇文となっている。この両者間の換算レートは本記の他の記載にも適用できる。ここから「基準額」と「御あし」に五倍の価値差があることが窺える。九月一五日条で「代物は五錢たてなり」と表現されているのが、このレートであろう。

では建前上の額である「基準額」と「御あし」はどのような関係なのか。本記を見ると「基準額」と思しい金額は、朝廷よりの下行や公事銭納入の際に主に見られる。大富の紺灰座礼物を例に見てみよう。本記七月一三日条で、大富は米一斗を御礼物として納入している。先述の通り米一斗は「基準額」で一〇疋、「御あし」換算では五〇疋となる。ところで天文二〇年(一五五一)・天正九年(一五八一)には大富の御礼物は正月・七月・二月にそれぞれ一〇疋と定められている³⁰。これは「基準額」での礼物の額と一致する。先述の月食の下行と同様、書類上は「基準額」の額が有効だったようである。

先例を重視する朝廷社会では、数十年以前であっても先例の額に従うことが多い。しかし当然ながら物価は変動していると推測される。このことを勘案すると、定額化されていたある種観念的な御訪や礼物に対して、その時々の実勢に合わせて換算レートが適用された、と想定できる。直前の文意がよみとれないため、はっきりしたことはいえないが、「八木あるいはきんす・銀子なり、代物は五錢たてなり」とあるのは、「基準額」に対し実際に払われるもの(米・金・銀・銭)への換算を示したものではないだろうか。これに従って大富は実際には、納入額として定められた一〇疋に対して、米一斗を納めた。先述の例では「米」と「御あし」が混在して使用されていた。これは両者が同様の性格、すなわち

その時の実勢の額を示すからではないか。あくまで推論であるが、「基準額」を建前上の額と見做してよければ、本記における「御あし」の額は、当時の実勢の額だったと考えることができよう。

一月五日条では、信長の右大将宣下に師廉が参仕し、御訪として「式百疋代、時にこめ式石」を得ている。先の換算レートを適用すれば、米二石は「基準額」で二〇〇疋、「御あし」で一〇〇〇疋となる。すなわちこの二〇〇疋はやはり「基準額」であろう。この時同様に外記役を勤めた中原康雄の『中原康雄私記』同日条には、「両局参陣御訪各二百疋充」と、「基準額」での記述となっている。この時期の日記に記されている御訪などの額は、その当時の実勢額とは異なる建前上の額が示されている可能性があることに留意すべきであろう。

なお本翻刻は、二〇一〇年〜二〇一二年に行われた師廉記輪読会の成果である。解題は輪読会における検討・討論をもとに遠藤が記した。

【凡例】

・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。補書・挿入された文章は、「」で括り、その旨を記した上で、適宜本文中に追い込みとした。

・本文には読点および並列点を適宜加えた。

・欠損の箇所は字数を推算して□または□で示した。抹消文字は左傍に々を付し、判読不能の塗抹文字は、字数を推算して■または■とした。判読不能の文字は☒で示した。

・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「〔 〕」、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した。

・その他、適宜○を付して按文を示した。
・丁替りについては、各丁上下の終わりに「」を付し、その脇に（1上）（2下）のように示した。

【補記】

本稿は「中世における合戦の記憶をめぐる総合的研究」（科学研究費補助金・基盤研究(B) 研究代表者金子拓)、「日本中世朝廷社会における政務運営システムと公事情報の伝達」（科学研究費補助金・若手研究(B) 研究代表者遠藤珠紀)の研究成果の一部である。

【注】

- (1) 「貴重書人架状況」『東京大学史料編纂所報』二、一九六八年。
- (2) 史料編纂所所蔵。架蔵番号RS四一〇〇一一。
- (3) 史料編纂所所蔵影写本。架蔵番号三〇七三一一三八。
- (4) 史料編纂所所蔵。架蔵番号原本・貴重書〇三七三三五。
- (5) 史料編纂所所蔵。架蔵番号原本・貴重書〇三七三三三。
- (6) 斎木一馬「中原師廉及び師廉室の日記に就いて」『斎木一馬著作集 二 古記録の研究 下』吉川弘文館、一九八九年。初出は『国史学』三五、一九三八年。なお大谷氏はこの他にも『貞即記』『御讓位記』など中原氏伝来の記録を所持していたようである。
- (7) 史料編纂所所蔵謄写本。架蔵番号二〇七一・〇七一。
- (8) 斎木前掲注(6) 論文。
- (9) 『地下家伝』。
- (10) 『御湯殿上日記』享祿四年六月一七日条。
- (11) 遠藤珠紀『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、二〇一一年。
- (12) 松蘭斎『日記の家』吉川弘文館、一九九七年。
- (13) 外記の兼官に伴う得分については、丸山裕之「中世後期朝廷官司運営の一断面」『駿台史学』一四三、二〇一一年。遠藤珠紀「中世朝廷の運営構造と経済基盤」『歴史学研究』八七二、二〇一〇年など参照。

- (14) 天正一三年五月十五日「大外記押小路師廉当知行注文案」(図書寮叢刊『壬生家文書』一二〇四号)。官務壬生家の文書群であるが、一部に局務押小路家の文書が混入している。
- (15) 富田正弘「戦国期の公家衆」『立命館文学』二〇九、一九八八年。菅原正子「中世公家の経済と文化」吉川弘文館、一九九八年。
- (16) 久留島典子「戦国期の酒麴役」石井進編『中世をひろげる』吉川弘文館、一九九一年。
- (17) 『小西家所蔵文書』小西康夫、一九九五年。
- (18) 天正一三年二月二日「大外記押小路師廉当知行注文案」(図書寮叢刊『壬生家文書』一二〇二号)。
- (19) 本記二五紙紙背文書にも同様の内容が見える。
- (20) 後藤みち子「中世公家の家と女性」吉川弘文館、二〇〇二年。
- (21) 紺灰座については飯倉晴武「永正十四年以後の長坂口紺灰座について」『国史談話会雑誌』七、一九六四年。河内将芳「中世京都の民衆と社会」思文閣出版、二〇〇〇年など参照。図書寮叢刊『壬生家文書』四、一〇五九号。
- (22) 図書寮叢刊『壬生家文書』四、一〇六〇号。
- (23) 図書寮叢刊『壬生家文書』四、一〇五八号・一〇六一号。
- (24) 図書寮叢刊『壬生家文書』四、一〇六六号。
- (25) 図書寮叢刊『壬生家文書』四、一〇六三号・六五号。
- (26) 河内前掲注(21)著書。
- (27) 末柄豊「解題」『史料纂集 京都御所東山御文庫所蔵地下文書』八木書店、二〇〇九年。『天日本史料』十編二十一、天正二年三月四日条。
- (28) 円通庵の関与については、図書寮叢刊『壬生家文書』四、一一八五号・一一八八号・一一九二号なども参照。
- (29) 同時期の京都の貨幣流通については、川戸貴史「一六世紀後半京都における貨幣の使用状況」『東京大学史料編纂所研究紀要』二〇、二〇一〇年参照。
- (30) 図書寮叢刊『壬生家文書』四、一〇六三号・六五号・一〇六一号・一〇六九号。
- (31) 『中原康雄私記』天正三年一月七日条(史料編纂所所蔵写真帳六一七三―二五〇)。

せ候、(紐 灰 商 売) こんはいしやうはいの御れいもつ正月ふんとりよせ候、や、つかひなり、かミやり候、

卅日、天晴、

(三) 月小

(二) 天晴、百四文かくこん、(す) 六、かす四ツあまり、(六) の所よりおなしく(い) たしてとりよせ候、(か) きつけやりて「つかう式百文の(ふ) んなり、た、いま(三) こめのさた(三) 候ま、このふん(つ) う式百文かこめハ(つ) なりト云々、

二日、天晴、「五十文ミそ、(浦井) うらい所よりとりよせ候、や、してかきつけ候て、くれ候、」(二) 日、四日条の下部余白に記す、

三日、天晴、

四日、天晴、

五日、天晴、(彼岸) ひかんに入、

六日、天晴、

七日、天晴、正面、内々も、(中) 日如年々、

八日、天晴、但入夜雨下、かちうおの(時) とき也とき也、

九日、雨下、壺斗こめ、さうたちやこにもたせてくれ候、此内五升八卅日(正) にいたすふん、た、いまくれ候、

十日、雨下、正面同、

十一日、天晴、「す、一つい・こふ・しきろう、(食) 籠、しゆこうもたせてくれ候、」(下) 部の余白に記す、

十二日、天晴、但終日天くもる、七斗四升五合、西はらもたせてまいり候、これハさけ(造) のかミくようかそ(酒) うふん(正) 七月ふん五百文・同十二月ふん五百文かりこし候、此二きのふんをさんようして、三文二なり、そ

い物いまよりひきてのこり此ふんもたせ候て、にしはらまいり候、うけとり二きのふんいまよりかきてやり候、二まいわたし(候) めててたく候、

七升ふもし御所の御ふくろさまへ返候、二斗かり、のこりの内へあつきかわらけ、きぬ一ひき御ねらせ候つるまで、たひ候ふん、とん(行) んまて御さんようめされ候と云々、さ候へハのこり(候) して、壺斗かり

(伏見宮邦良王) 候、めてたく候(万里小路惟房女)

三升三合御ちよ所へ返、又御なりのむしろ(4) ちん壺升七分につきて、

五升返候ふんなり、さ候へハのこりて五升也、

十三日、天晴、

十四日、天晴、

十五日、天晴、但雨下、

十六日、天晴、但入夜雨下、

十七日、雨下、

十八日、天くもる、

十九日、天晴、五斗こめ、いせ内宮かりせんくうの日時ため御下行、(雑) さつしやうかたよりいたし候、神宮てんそうやなきわらとのなり、うけ

とり五十疋のをと、のへまいらせ候、ひさつきの御下行なり、れいのこ

とし、

廿日、天晴、こくさうゐんわたりりやう山崎(穀) あふらのくようの事、(倉院渡額)

むら井おりかミいたし候、めてたく候、(村井貞勝)

廿一日、天晴、山崎へおりかミつけ候、へちきなし、珍重々々、めてた

く候、(別儀)

今夜いぬ(三) のこく、いせないくうかりせんくう日時定なり、かもんれうミ

やうたいまいり候、ひさつき一てうもたせてまいり候、(親) しんわうせんけ、つけおこなひこれあり、ふしミ殿御所はしめ

三ヶ所なり、記録有別紙、下行かた、かたのことくこれあり、しさい別

紙にこれあり、(行) 記す、(伏見宮邦良王 梶井宮惟常王)

夕めし、しうちうたんき也、入夜八時分より大雨下、以外也、「くわんしゆ

夕めし、(集註談義カ) 記す、(勸修寺晴石)

夕めし、(勸修寺晴石)

寺殿大納言殿御そうけいあり、(奏慶)「○行間、す、一つい・さかな二色さうたも
たせてまいり候、めてたく候、」(5下)記す、す、一つい・さかな色々、くわんもし
殿よりたまはり候、す、一つい・さかな色々、ちん、くわんもしもたせて
まいり候、

百文くこんさうたより所よりとりよせ候、これハ正月十日の物いたし候ハ
て、おき候、ミしんにいたし候、これ廿日の夕かた(いカ)たし候、こ、にか
く、

廿二日、雨下、但及晚上、天晴、

廿三日、天晴、

廿四日、天晴、

廿五日、天晴、但雨下、上、

廿六日、雨下、

廿七日、天晴、

廿八日、天晴、

廿九日、天晴、雨下歟、

三月

一日、天晴、

二日、天晴、山崎へ上使二人、六人ちう六人さしくたす(6上)馬(三)にのせ候、
やき(眞勝)かち也、むら井(八木)□□ミやけと申候て□□ちうけん一人く
れ候、合六人なり、此方にて出たち申つけ候、やき入道色々しんしやく
して、しうちうハした、めせず、一せうく、

三日、天晴、かちうの御しうきれいのことしト云々、昨日よりそれかし
ハとはさいおんち殿御所へ参候、かのくようにつきて、もしくようの
事もやとくたり候、へちきなし、珍重々々、あふら壱斗請取、おのく
上洛珍重々々、ゑん(円)つうあん(通庵)おくり状これあり、則返事如例、めてたし

く、あふら方々しん上、祝着これにすきす、まいり候所々一かき、別

紙にこれあり、めてたく候、(6下)
す、一つい・さかな、さうた所よりれいねんのことし、す、一つい、お
もてよりさかなたひ候、一つ、こす、さかな二色、きもし所より、

四日、天晴、昨日のふ長殿御上洛、珍重々々、今日おのく(織田信長)たうしやう
かた御いてあり、御とも申候、やまとしう(大和衆)つ、いをさきとしてたいてい
のこらす御れいを申候、つ、いしんもつ、とらのかわ三まい・せん二ま
い・からいと一おり、此三色、のこりしう馬・たち、あるいきんすと
なり、此外れいしう、寺社本所(7上)あるいは地下しう、そのかすをしらす、
国しうおのく也、目をおとろかし候畢、珍重々々、

五日、天晴、入夜雨下、

六日、天晴、但雨下、以外也、

七日、天晴、ないし所へ御かくらまいらせ、めてたく候、(内侍)

八日、天晴、正面、同、(神樂)

九日、天晴、三升こめ、さうた、かつく、正面、但入晩有之、

十日、天晴、のふなか殿御ミまい、(機嫌)

十一日、天晴、のふなか殿たいめん、きけん珍重々々、たうしやうかた
各々連参、ことくくたいめん、同道申畢、珍重々々、もめん一たん、
やき入道所よりもたせてたひ候、こんはいの御れい、正月ふんかつく、
百廿文にして、

十二日、天晴、但入夜雨下、(7下)かせいけ以外也、
十三日、雨降、(風以下)

十四日、天晴、のふなか殿より諸公家・諸門跡かたへ、米今日より
はいたうこれあり、(切符)きつふ正親町殿より被出之、(実彦)

十五日、天晴、それかし今日きつふ正親町殿給之、式石のしうなり、
くわんむ同前、きつふ一しゆにあそはし給候、珍重々々、
御蔵より米事、(中原師廉)
(壬生朝彦)

合四石者、請取申、

天正三年三月十五日

大けき此方

くわんむ

隼人佑殿

しやうとく殿

きつふ此ふんなり、^(8上)うつしおくなり、兩人名のしたにはんをすへて遣候、

十六日、天晴、くもる、のふなか殿よりのはいたう請取申候、さうた上使に遣候、くわんむ殿同前被請取之候也、

十七日、天晴、但雨下、

十八日、天晴、

十九日、天晴、

廿日、天晴、

廿一日、天晴、但雨少下、

廿二日、天晴、昨朝内侍所へ御神楽進上申畢、珍重々々、

廿三日、天晴、^(村井貞勝)村所へ女房衆礼に遣候、おひ二すちつけて、す、一つい・

さかな・まき五把・たい一かけ、このふん^(一衍)このふん女房衆へ、村へおひ

也、これそれかしかたよりなり、珍重々々、^(8下)入夜雨下、八木一ふくろ

面もしより出来、

廿四日、雨降、終日以外也、

廿五日、天晴、

廿六日、天晴、

廿七日、天晴、くら馬へ参候、御はつを十疋・もめん一たん、もたせて

参候、これ^(外記町)けもしまち地子の御はつを也、珍重々々、

入夜雨下、以外也、

廿八日、雨下、入夜以外也、^(二条昭実)二てう殿御かた御所へ^(嫁入)よめいりあり、のふ

なな殿と、のへられ候て、しん上なり、はりまのくにあかまつむすめな

り、^(局)くけの御所御さこのつほねにし^(祇候)こうのひとなり、^(9上)このほと

からす丸殿弁殿しんせらるへきのと、のへ、これありといへとも、しん

さくとしてふけう、のふなか以外也、^(馳走)然間二てう殿しんしたてまつらる、

むら井をあいそへられ、以外ちそうなり、珍重々々、^(9下)

廿九日、天晴、さの、又三郎、十二三のものなり、^(賀々女流)自分代替のれいにま

いる、ふにん^(補任錢)せん壹貫貳百文これをいたし、おなしく御たる一か・さか

なたい一かけ・こふ十くわん、このふんあいそへて、おち・をい同道い

たし、れいにきたり候、さか月のやう、

一 こん、^(さか月のまへにおきて)こふ・のし、^(さか月)さんど、

二、さか月、あいの物、くきやうの物、あこや、色々、と、しやう

くとりちらして、

三、同さか月、あいの物、たいのすい物、

このふんと、のへ、もてなし申候、

この御ふにん、まつ^(10上)自分一方之計也、れい^(冷泉)せいの座の事かさねて申

つけ候へく候、これも同前、ふにんのさたこれあり、此ふにんせんた、

いま自分^(今日)の内、貳百文ハさうた所へつかわし候、

卯月大一日、天晴、

二日、天晴、

三日、天晴、^(織田信長)のふなか殿南方へてつかいあり、^(10下)さきせい^(先勢)今日よりさし

つかわさる、と云々、珍重々々、

四日、天晴、さきせい如昨日、

五日、天晴、

六日、天晴、のふなか殿南方へ御陣たち、今日ハやわたに^(八幡)ちんを^(陣)かけら

ると云々、^(円福)ゑんふく寺のまへにて、たうしやうかたおのく御けんふつ、

それかしも御とも申畢、のふなか殿(諸勢)しよせいせんこ二万はかりト云々、

七日、天晴、

八日、天晴、入夜雨下、

九日、天晴、但入夜雨下、五升こめさう(早田)もたせてきたり候、あすの物、

十日、雨下、但又天晴、

十一日、雨下、但又天晴、

十二日、天晴、但雨下、入夜(以)外大雨下、

十三日、天晴、

十四日、天晴、さの(佐野)、又三郎(口上)所へ今日ふにん遣候、ぬしきたりて、

いんはんをおし、いまた(幼少)ようせうのあいた、はんきやう(判形)せす候よし申候

のあいた、しからハつかいつけ候、いへにいんはんあるへし、それをも

ちきたり、おし候へきよし、さうた新介をもつて申つかわし候処ニ、ぬ

しきたり、いんはんをもちてさの(佐野)りうさ、これおち也、同又三郎、両

人きたりて、このいんはんをおしと、のへ、うけ文あけ候、則ふにん

そてはんをと、のへ、おなしく遣候、この間のつかいさうたしんすけな

り、事すき、てう(口下)しうき(口下)の以後、さか月とり、さかなにて一こ

んのませ申候、長久のよし公私よろこひ(珍重)々々々々、れいせい

の事(か)さねて可申遣候、これれいなり、めてたしく、す、一つい

しきろう、さうたもたせてふるまい申候、めてたく候、わか上らふよひ

候時しる物いる也、(12上)

十五日、天晴、

十六日、天晴、

十七日、天晴、

十八日、天晴、

十九日、天晴、

廿日、天晴、「こめ壺斗六升さう(口)すミのくらより、御あし式百文と合

壺斗のつかう百文、あもし、て取候まで式百文のつかうすミ候、さけ、二

てうのちしせんたう(地子)沙汰すミ候、うけ取やりて取候、(二〇日・二二日条)

日、天晴、のふなか殿南(方)より御かいちん、珍重々々、まへのこと

くたうしやうおの(堂下)、ゑんふくちのまへにて御参会也、則のふなか殿

下馬、たうしやう・たうかおの(中原師廉)御れいを申候畢、もろかと同前、き

けん珍重々々、(12下)

廿二日、天晴、

廿三日、天晴、四(方)はう(下行)のけきやうのこり壺貫百五十文のしろまめ壺

石壺斗五升、庭田殿(重保)ふきやうかうは所よりわたし申候、これにて式貫

三百文のつかうあひ申候、珍重々々、これ去四はうはいふんなり、すミ

候、去年十二月廿九日に米壺石壺斗五升請取申候畢、そのの(未上)こり也、

廿四日、天晴、但入夜雨下、以外也、(三斗)九升た、ミやへ(未上)ミけのふ

んやり候、これにて壺貫九十文のつかうすミ候、(二四日・二五日 条の行間に記す)

廿五日、雨下、終日、

廿六日、天晴、(13上)

廿七日、天晴、

廿八日、天晴、のふなか殿帰国也、

こん(細)はいと(灰)いやくれいせい(問)のさふん、さの自分のほか、おなしく如

先々さの存する者也、御ふにん今日つかわし申、うけ文の事これあり、

御れい壺貫二百文いたし候、八木又(口)け御あし壺貫文、かやうの物にて

いたし、此之内式百文のとおりさうたに遣候、珍重々々、御さか月自分

御れいの(13下)時のことし、

廿九日、天晴、

卅日、天晴、

五月

一日、天晴、(早田)さうた所よりいたすけふの御いわいの物五升と、又卯月一

日の物同五升とハ、一日わか上らふ、さうた・とら・ふく三人あき所に
 よひ候時、わか上らふにおひの物十疋おりかミやり候に、すくにとり候
 へと申候ま、きのふのもきたり候ハす候、さんようにし候、めてたく
 候、きたの・きおん・きよミつへまいり候、めてたく候、^(北野社) ^(祇園社) ^(清水寺) ^(算用) ^(14上) ^{○第一四紙下、一五紙上白紙、}
 五十疋きたの殿御はつを、これけもしま^(燈明) ^(皆領カ) ^(15下)
 あふら□斗にて候、今日とうミやうしん上、正月より五月までの月參、
 いちとにさうためしつれ候て、すまし申候、めてたく候、五十疋きよミ
 つへ御はつを、これもけもしまの御はつを同前也、珍重々々、月參の
 事ハこれ又也、す、一つい・しきろう、さうたもたせまいり候てふるま
 い候、珍重々々、

二日、天晴、但入夜雨下、

三日、天晴、^(15下)

四日、天晴、五升こめ、さうたあすの御いわみの物にて候、

五日、天晴、かちうの御祝儀如例年、す、一つい・さかな二色、さうた

御れいにまいり候、如年々、

す、一つい・さかな・まき・めせいもしのしゆ、こもし、御たるす、一
 つい、^(八本) やきさかな・まき・のしまいり候、これりんし也、一ついす、
 さかな二色おもてより同りんしなり、す、一つい・さかな二色ゑいもし
 殿おもてより、おなしく、^(16上) 一つい・さかなきもし所より、いと持て
 れいに來、いつものことし、

六日、天晴、

七日、天晴、くこん十疋にて、す、かす五文、^(佐野) さの所より取候、合九百

文のとおり、御あし百疋まで也、

しろかね十六め八分きよくねんの御かくらミけふん、た、いまたひ
 候、御ふきやううら^(正親町実彦) ^(勸修寺晴右) ^(17上) ついしとのにて候つるま、くわんしゆち殿御いり
 候て、ミなくへわけつかわされ候とて候、珍重々々、この代當時

九百四十文のふん也、四くわん七百文の五ふん一ミけにて候つる、その
 とおりすミ候、

八日、天晴、

九日、天晴、むき壺斗さうたもたせてくれ候、かつあすの物、^(斐)

十日、天晴、但少つ、雨下、

十一日、雨下、少つ、

十二日、天晴、^(16下)

十三日、天晴、但及晚夕立以外也、

十四日、天晴、

十五日、天晴、

十六日、天晴、はんけしやう也、^(半夏生)

十七日、天晴、

十八日、天晴、

十九日、天晴、

廿日、天晴、

廿一日、天晴、^(廿一日) 今日たつの時より、^(合戦) かせんはしまり、ひつしのこくに
 たつて、^(甲斐) ^(国衆) ^(敗軍) かいのくにしうはいくんと云々、^(数人) すにんうちとらるゝと云々、
 のふなか殿きけん、^(注進) ちうしんのしゆいん^(朱印) 今日ひつつけにて、廿四日のひ
 むら井所へのほる也、珍重々々、^(村井貞勝)

廿二日、天晴、

廿三日、天晴、

廿四日、天晴、

廿五日、天晴、

廿六日、天晴、

廿七日、天晴、但入夜大^(17上) 夕立以外也、

廿八日、天晴、御りやうにて女はうしう・子とも御百とくわんたてすミ^(願立)

候、珍重(在)く、それかしさい(願)国のくわんと云々、珍重々々、同きたのへ
さんけい、これもくわんはたし、珍重々々、
廿九日、天晴、むき壺斗五升、さうたもたせくれ候、これにて、
たう(当未進)ミしん十月のまですミ候、めてたく候、

六月小

一日、天晴、かちうのし(祝詞)うし如例、珍重々々、
二日、天晴、
三日、天晴、
四日、天晴、
五日、天晴、(土用)とように入、
六日、天晴、
七日、天晴、(祇園会)きおんのゑれいねんのことし、珍重々々、(17下)
八日、天晴、
九日、天晴、(早田)五十文さうたいたす、此内にてミそ、御あしにてくれ候、
(佐野了佐)さのれうさきた馬人しうへ□れいせいさいの事申きたり候、ちやうしま、むら井かた
より人をそへて、ふれ候て、しやうはいこん日よりすると云々、ひふん(非分)
のさたなり、くし(公事)ハはてす、
十日、天晴、
十一日、天晴、
十二日、天晴、
十三日、天晴、
十四日、天晴、きおんのゑ如例年、
十五日、天晴、
十六日、天晴、(嘉定)かちやう如例年、珍重々々、す、一つい・さかな、あゆ
のすし(数刻)一ほん・うり、さの、(18上)れうさもたせてまいり候、けさん(見参)にて
すこく御酒あり、珍重々々、

十七日、天晴、
十八日、天晴、但及晩夕立以外也、
十九日、天晴、少又雨下、及晩天晴、
廿日、天晴、
廿一日、天晴、
廿二日、天晴、
廿三日、天晴、かのへ及晩夕立、
廿四日、天晴、
廿五日、天晴、
廿六日、天晴、
廿七日、天晴、(織田信長)のふな□上浴、珍重々々、
廿八日、天晴、(撰家)のふなか殿、せつけ・せい(清華)くわ・諸公家衆・三局れつさ
ん、たいめん(18下)あり、珍重々々、
廿九日、天晴、七升早田持てまいり候、

七月大

一日、天晴、かちうのしうけん如例、
二日、天晴、御はいふ、いつものことくさうた所へもたせてやり候、さ
か月すきて珍重々々、如例、六升、早田もたせてくれ候、一日のしろ物
の物ひきて、これにて御はいふの物まですミ候、めてたく候、
三日、天晴、
四日、天晴、但夕立以外也、
五日、天晴、又雨下、(伏見宮邦良親王)「ふしミ殿御所より、御かたひら、ゑちこ也、と
しまにもたせ、御つかいにて、はいりやう、しゆうちやくくわふんのよ
し申入候、御とくしよ申候につきて、如此、珍重々々、」○五日・六日条
の行間に記す
六日、天晴、(妙顕寺)めうけんちにおいて、(勳進能)くわんしんのうあり、かミ京・下京
(名人)のめいしん、このほかくわんせさ以下ましわりこれあり、(織田信長)のふなか殿御

けん」^(19上)ふつ、せつけ・もんせき二三人、くけしう・としよりしうこの
 ぶんなり、珍重、さんしき^(棧敷)五けんうたる、のしふき也、われくけんふ
 つ、さいおんち殿・御ふし御所・めうけんちしやうにん、さんは、きへ
 御いてあり、^(西園寺公朝)

七日、天晴、かちうのしうき如年例、「早田もたる、此ほかはうく、
 す、如年々たうらい也、」^(八日・九日条)の余白に記す

八日、天晴、

九日、天晴、^(八木)壹貫文やき所より、女はうもちてまいり候、これハこんは
 い御れいの物、この月ふん式十疋の代すミ候、めてたく候、式斗こめ、
 さうた御あし壹貫文さうたもたせてくれ候、四斗のつかう、御はかま
 りの物」^(19下)ねんくのごとし、

十日、天晴、御はかまいり壹貫文、御ふせ式百文代、ねんく^(三)の□とし、

十一日、天晴、

十二日、天晴、御いきミたまねんくのごとし、^(生御魂)

式百文御あし、こめ四升と、さうたもたせ候てくれ候、めてた事の物、
 す、一つい、さかな、こふ・しきろう、さうたもたせて、たく御にまい
 り候、

す、一つい、さかな、も・あらめ、せい^(七)のし、しゆもしもたせて夕め
 しに御出候、す、かたいし・さかな、ひかもし殿より、ミなく御い
 り候、大くもしめてたく候、^(20上)

十三日、天晴、

壹斗こめ、^(大富)大とミくしせんはいの七月ふん、めてたく候、百五十六文ぬ
 の一たん、^(浦井)うらい御れいの物のかたにまいり候、これもこんはいのにて
 候、^(当)七月ふん壹斗五升こめ、さうたもたせてくれ候、さるに、

十四日、天晴、御あし五百文・さけ五十文かもたせて、さうたくれ候、
 代壹斗也、御あし五百文、同さうたもたせてまいり候、この代壹斗也、

御ちしおさまりちやう別紙にこれあり、珍重々々、
 しやうらい如例年まつる、^(地子納帳)
 十五日、天晴、今暁のふなか殿御下向、早田れいにきた□珍重々々、さ
 か月・きりむき如例年、^(20下)

十六日、天晴、百文かさけ、さうたより取よせ候、これまで五斗のつか
 う、当納の内、

十七日、天晴、但夕立以外□^(也)

十八日、天晴、御りや□まつり如年例候、但かりまつり也、ミこしこれ
 なし、^(仮祭)

十九日、天晴、但入夜夕立以外也、

廿日、天晴、

廿一日、天晴、三百文、代六升、さうたもたせてまいり候、ちやくして、
 此内百五十五文わるく候て、ゑり返候、や、して、

百五十五文さうた所より、わる物かへ、さるにもたせてくれ候、三百文
 のつかうすミ候、

廿二日、天晴、百文かくこんさるにもたせて、さうたまいり候、
 「御かたの御所わかミや御たいしやう、うのこくト云々、」^(21上)これともに
^(藏七親王)

御五御所也、珍重々々、^(永部女王)一ミやひめみやたいしやう寺こち也、珍
 重々々、」^(22日・25日条)の下部余白に記す

廿三日、天晴、
 夕立以外也、

廿四日、天晴、但入夜夕立也、

廿五日、天晴、

廿六日、天晴、但入夜夕立以外也、

廿七日、天晴、

廿八日、天晴、御かたの御所御たいしやうのわかミやのほうきよ、^(うのこく)道言
 道断次第也、以外御しやうト云々、「四十四文かミそ、うらい所よ

り取□や、して、これにてぬのまで入候て、さんようして、式十疋のつ
かう、この七月ふんのはいの御れいにすミ候、」○二八日、三〇日条、
の行間・余白に記す、
廿九日、天晴、

卅日、天晴、式升まめ、御あし式十疋、さうた所よりや、して、かつ
くあすの物、

八月小

一日、天晴、す、一つい・さかな二色さう(早田)所より如年例、かちうのし
うき如年々、珍重々々、礼者ことく御酒まいり候、珍重々々、」(21下)

三日、天晴、入夜雨下、「やふ大納言殿せいきよ、」○行間
に記す、

四日、雨下、「式百五十文御あし、さうたとら・ふくにもたせ候てくれ候、
これにてたのむ□御ゆるの物百文のつ□(か)あひ候、めてたく候、壺升
あまるをい□(四日、六日条の
行間・余白に記す、

五日、天晴、

六日、天晴、

七日、天晴、

八日、天晴、

九日、天晴、式百文御あし、さうた所よりもたせてまいり候、此内廿五
文多り候て返遣候、「此かへ後にぬしもちきたる、」○行間
に記す、

十日、天晴、又くもる、入夜雨下、以外也、

十一日、雨下、

十二日、天晴、

十三日、天晴、「早田す、一ついふるまふ、珍重、」○下部余
白に記す、

十四日、天晴、入夜雨下、

十五日、天晴、但入夜大雨下、

十六日、天晴、

十七日、天晴、壺斗壺升こめ、さうたまつりの物よりもたせてまいり候、此内壺升

ハ九日のたりなり、」(足)
(22上)

十八日、天晴、「御りやうまつり御こし料調、珍重々々、」○下部余
白に記す、

十九日、雨風以外也、但及晩天晴、

廿日、天晴、

廿一日、天晴、とうさいしやう殿・あすかい中将殿・日の殿・からす丸
弁殿・正親町殿、此五人のふなか殿陣所ゑちせん(高倉水相)
(飛鳥井雅致)
(織田信長)
(日野輝賢)
(鳥丸光直)の国へ御下向、御ミま
いと云々、珍重々々、

廿二日、天晴、

廿三日、天晴、

廿四日、天晴、但雨下、

廿五日、雨下、

廿六日、天晴、くわんし(抄)寺大納言殿・ろわん(晴右)・ひやうへのかミハあと
より可参候由申と云々、のふなか(殿、22下)陣所ゑちせん(半井龜庵)
(竹内長治)の国へ御ミまいに
下向、珍重々々、ゑちせん(理運)の国(多)のふなか殿御りうんの御事□珍重々々、
国衆数□うちとらるト云々、珍重々々、

五升こめ、のまかたよりひきつけ、一てうのこさかや又ひやうへかた
よりうけとり候、や、して、当七月ふんの内にてたひ候に、納候ふん
十四日に御あし五百文代壺斗、こめ壺斗四升六合、又はやせまへやくせ
んさしつかせ候ふん式百十五文、このふん也、」(23上)

す、一つい、さうもしふるまい、珍重々々、

廿七日、天晴、

廿八日、天晴、

廿九日、天晴、「五十文さうた、此内百五十文御あし、こめ式升と合此
分、」○下部余
白に記す、

九月大

一日、天晴、但雨下、入夜、

二日、天晴、但雨下以外也、あもし殿す、一つい、一盆・さかな、とひく、この二色たひ候、珍重々々、

三日、天晴、

四日、天晴、弥々白かね卅文目、壹斗九升四合にすて候、

五日、天晴、

六日、天晴、

七日、天晴、

七日、天晴、五升こめ、御あし百文、つかう七升のふ(ん)さうたよりや、して、かつくあす・あさての物、

九日、天晴、

す、一つい・さかな二色さうたより(23下)いつものことし、御あし百五十文さうたより代三升のふん、これにてつかう壹升のこせり、けふとあすとの物なり、

す、一つい・さかな二色、おもてより、す、一つい・かき、ゆせもしよ

り給候、めてたく候、かちうのしうき、れいしや、くこんとも申入者也、

ねんくのことく、珍重々々、

十日、天晴、とつくり、さかな、と、かちん、(い)もし殿より給候、

めてたく候、

天晴、十一日、ちりかミ一そくなかこうち所よりかふ、すりしにもたせて(24上)くれ候、代卅五文の事に申候、一日のちきなり、かミ一そくぬし

もたせて候、代ハ四十文のよし申候、如何、

十二日、天晴、

十三日、天晴、

十四日、天晴、

十五日、天晴、(月食)月そく御下行三百文代とて、壹貫五百文なかはし殿御つほねさまよりいたされ候、当時世上と(薄以緒女好子カ)よわかし八木あるいはきん

す・銀子なり、代物は五銭たてなり、然間三十疋のしる壹貫五百文なり、御下行ありやう此分なり、則調進申つかはし候、(24下)女しゆのとりふん廿

すん、まへくのことく御つほねよりすくにつかハされ候、これうへの(立入宗継)

御くらさたの時如此、か、より(ほ)うしよまいり、(田納平由職定カ)ゆつなう・御くら

人とりさ(た)にてこれへ七十疋いたし候時ハ、此方より五十文女しゆにつ

かわし候、これ例也、上より三十疋御下行むしろれうの時女しゆにも上

より御下行あり、(十六日)年々、珍重々々、(一六日条)行間に記す、

(十六日)天晴、月そく(と)り三ふん、(正親町天皇)いの時はりむしろ(25上)五まい、此ノ内

十五まいうへさまへつけ畢、又きやくらう殿(薄以緒)「わたし申候、女しゆも

り(行間)申候畢、如例、」(行間)に記す、

卅三文、一てうのくわんおん御はつをまいり候、たけくき廿、たけ(一)う

し廿三ほん(觀音カ)把のほり(音カ)してうかもんれうもたせて、(鳥糞子)かミ

しもにてさんきん、はり、はつす時何も同前候、

十七日、天晴、但雨下、少つ、晴くもり(不)相定、時雨又、

るの時分よりとハ(鳥羽)いおんち殿御所へ罷下、来廿日廿一日むかいま

り下候(西園寺公朝)今日より下候也、

十八日、天晴、

十九日、天晴、

廿日、天晴、

廿一日、天晴、「貳斗こめ、さうたもたせて(25下)たる者也、重(25下)

廿二日、天晴、(二日・二日)条下部余白に記す、

廿三日、天晴、

廿四日、天晴、とはより罷上候、と(誠仁親王)りう申入者也、御かた御所御と(26)

しよあり、ろん(三)なり、

入夜大雨下、以(外)也、

廿五日、天晴、
 廿六日、天晴、
 廿七日、天晴、
 廿八日、天晴、
 廿九日、天晴、但及□雨下、
 卅日、天晴、但雨下、五升こめ早田あすの物もたせてあげ□
 十月大
 □□天晴、
 □□天晴、
 □日、天晴、但及晩雨降、入夜以外也、^(26上)
 三日、天晴、
 四日、天晴、
 五日、天晴、
 六日、天晴、
 七日、天晴、
 □日、天晴、ひ×いの時分、御かたの御所たかをへ御なり、もミち御ら^(八)
 んト云々、たかをにて御せんまいるト云々、すくにれうあんちへ御□□^(龍安寺)
 にて、御一こんまい□しよくけしう馬にて御とも、くわんしゆち殿御^(勸修寺晴右)
 □しろおのく御ともなり、このほかかちのしうれうあんちにまち申さ^(しを)
 る□□くわんきよの時□おのくろしまて御むかへに御さんと云々、大^(還御)
 御酒ある」へしと云々、^(26下)
 九日、天晴、壹斗こめ、さうたもたせてまいり候、あすの御いのこの御^(亥子)
 いわ□まで、いちとにまいり候、
 十日、天晴、
 十一日、天晴、但雨下、
 十二日、天晴、
 十三日、天晴、のふなか殿御上洛につきて、たうしやう・たうかむかへ^(織田信長)

に御い□あり、めうかく寺ほんたうのまへにてまちあひ、まいり申候^(てカ)
 人々、二てう殿はしめ、こんえ殿わかきミ・九てう殿、このふんなり、^(近衛信基)
 此ほかたうしやうらうにやく同」前、それかしも参畢、昨日上洛ある^(27上)
 へきのよし、さるあるのあいた、おのく御いてあり、それかしも同前^(甘露寺経元)
 候、然処二のひ申候間、二てう殿しこういたし候、かんろし殿・^(勸修寺晴豊)
 くわんしゆち左大弁のさいしやう御とも申参畢、御たんめい大御酒すこ^(ひ)
 くの間、此内にのふなか殿しやうらく、明日までの□申のよしちうし□^(27下)
 これあり、しかる間いよくとうりう、又ひらの、かん」ぬし、二て^(下部兼興)
 う殿の御内ニしゆく所あり、ちや屋一けうにこしら□おかる、見物申さ^(ひ)
 るへきよしにて、御ちや申さ□又大御酒、てうく沈酔候、以外候、及
 晩各々御帰宅、珍重々々、
 十四日、天晴、
 十五日、天晴、
 十六日、天晴、
 十七日、天晴、但入夜雨下、「夜半時分しやう□火し、三けんやけ畢、
 雖然先々ちくてんのふん也、かわのはたかりやとなり、」^(○一六日、一八日 条の余白に記す)
 十八日、天晴、
 十九日、天晴、
 廿日、天晴、
 廿一日、天晴、
 廿二日、天晴、御けんてう申いたし候、如例年、珍重々々、別而祝着申^(亥猪)
 畢、^(28上)
 廿三日、天晴、壹斗こめ、さうたもたせてくれ候、これまで此間二度二、
 三斗くれ候、
 廿四日、天晴、
 廿五日、天晴、但寒風以外也、

廿六日、天晴、

廿七日、天晴、

廿八日、天晴、

廿九日、天晴、五十疋か（これ八十一月十日のひのなり）ミそ、さうたもたせてまいり候、

卅日、天晴、「五升こめ、さうたもたせてくれ候、」○下部余白に記す

十一月一日、

天晴、

二日、天晴、

三日、天晴、

四日、天晴、（織田信長）のふなか殿大納言ににんせらる、し（消息宣下）せうそくせん下

なり、せんし（28下）「ちさん、御馬はいりやう、同御太刀・馬、せ

んしちさんの時ちやうたい、珍重々々、

五日、天晴、大しやうせんけ、（村井貞勝）ちんのきの御下行、大外記出立式百疋代、

時にこめ式石、むらいく（村井貞勝）らよりいて候、ふきやう中山殿頭中将殿、御き

つふにて同五百文のし（29上）こめ五斗、ひさつきの御下行これあり、これハ

かもん（掃部頭）のかみてうしんなり、如例、

六日、天晴、但入夜雨少降、時雨也、

七日、天晴、今日大将宣下、陣儀也、宣旨（聞書）・き、かき相副、のふなか殿

則砂金十両ちやうたい、（冥加）往古のことし、珍重々々、時二

めんほくこれにすぎず、ミやうかかたしけなし、いよ（奉公）くみちの事かく

こいたし、ほうこう専一也、しゆつしのやう、さうしき（雑色）一ほ（鳥帽子着）こゑほしき

二人、此ほか雑人二三人、此分めしくし出つしいたし、めてたし

（早田）のふなか殿宣旨持参時、そへつかい（副使）一人・さうしき一人、

さうたゑほし（29下）こゑほし（30下）にて、雑人門外（31上）またせて畢、きしき此分也、如例、

ちんてう珍重々々、

八日天晴宣旨持参の以前、せつけ・せいぐわ・もんせきかた、たうしや

う・たうかおの（金覆輪）きんふくりんにて、御れい申也、珍重々々、（中原師範）もろかと（壬生朝秀）くわんむ同前候、

八日、天晴、ちきやう、せつけ・せいぐわ・もんせきかた・たうしやう・

たうか（地下）・ちけ以下、りやう地はいりやうの御し（ゆ）いんうらつゐしか（正親町美彦）に

て、はらたのひつちうのかミ・むら井（村井貞勝）両人ふきやうにてくはらる、則参

てはいりやうし候畢、珍重々々、

九日、天晴、大将殿御朱印ちやうたいかたしけなきよし御れい、せつ

け・せいぐわ・しよもんせき・し（よ）くけ、おの（30下）く（30下）ふけさんきんなり、

珍重（30下）

十日、天晴、はらたのひつちう・むら井（津田信張）つたの大郎さへもん所へ御れ

い申畢、

十一日、天晴、

十二日、天晴、

十三日、天晴、入夜大将殿さわ（山）御けかう、とを山せめつめをかるちん（陣）

所、かん九郎さうせつ（織田信忠）これありて、にわか（雑説）にち（31上）あり、しかる

あいた御けかうと云々、しかれともさしたる事なしと云々、珍重

（31上）

十四日、天晴、むら井所（松井友閑）・ゆうかん所へ、おの（同道申）まいに参、

御人数の事、中（山孝親）大納言殿・勧条寺大納言殿・庭田大納言殿・甘路寺殿、

あ（重保）ふし、われ（甘齋寺経元）くも也、ゆうかん所へ（甘齋寺経元）はしめて参候間、たる代

五十疋持参、

十五日、天晴、

十六日、天晴、

十七日、天晴、但雨下、

十八日、天晴、

五升こめ、（早田）御ほたきの物、如年々、

十九日、天晴、

廿日、天晴、但寒風以外也、^(31下)

廿一日、天晴、ないし所へ御かくらまいらせ候、ふたはこもたせて御はつをまいり候、珍重々々、

廿二日、天晴、

廿三日、天晴、

廿四日、天晴、

廿五日、天晴、

廿六日、天晴、

廿七日、天晴、

廿八日、天晴、

廿九日、天晴、よめ御もし、御かたの御所御下にまいらせ^(誠仁親王)御たる二か・二色と^(強飯)あへす也、あかきこわいひ、大たい一かけ、此分也、珍重々々、よめ御もし、名や、の御^(局)とわかミやさま御つけな^(和仁王)

珍重々々、

十二月大

一日、天晴、但雨下、

二日、天晴、御はい^(ふ)つものことくさうたにわたし候、めてたく候、御さか月、いせん大將殿よりは^(織田信長)いりやう申候御しゆいんのおもて、^(32上)かつ五ふくろおさまり候、

三日、天晴、

四日、天晴、

五日、天晴、

六日、天晴、「おもてのしう御わたまし、珍重^(隠)」^(勤修寺晴豊)〇六日・七日条の下部余白に記す、

七日、天晴、くわんしゆち殿弁^(果報)御^(生)御たいしやう^(下)御れう人也、

〇重々々、有長むすめなり、くわほう珍重々々、

八日、天晴、「こめおさ^(め)十石、此ノ内五ふくろ、二日のひにおさめ候^(也)」^(問・余白に記す、)〇八日・九日条の行

九日、天晴、さうた所よりこめ壺三升と御あし^(斗脱)、式百七十五文ともたせてまいり候、このさんよう十一月廿九日の物五十文と御はいふの物五

〇と十月の物百文となり、此ノ内十五文つけて、むらさきそめさせ候物ひきて、のこりた、いままいり候、すミ候、めてたく候、合式斗の

つかうすミ候、珍重々々、よくいたしかんし入候、

十日、天晴、むしろ御しゆなう、ひらか五郎もたせてまいり候、こめ三

斗六合、御あし壺貫文、つかう五斗六合のふんなり、かつ^(33上)御さか月

ねんくのごとし、珍重々々、

十一日、天晴、

十二日、天晴、す、はらいの御たうく、さうたよりねんくのごとくま

いり候、

一、いも三升

一、大こん十は

一、こめ式斗代

もたせてまいり候、例年のことく、

十三日、天晴、御す、はらい御いわぬ、れいねんのごとくミな^(候カ)くよひ申候、さうたもまいり候、ことしハしう中夕く御くいまいり^(33下)めてたく候、こふ十くわんひらか所よりもたせてまいり候、^(33下)これまで四十くわ

ん、此ノ内ほととの事、まへの十くわん四升、甘くわん九升、十くわん四

升、此分合壺斗七升なり、むしろく事にてさんよう申候へく候、此ほ^(か)四

こよミ九合と、す、りは^(十二月十九日)こ式升とてんやにてとり、ひきあハせて候ま、

これもやり候へと申候ま、さんようにし候へく候、

正月かい物ちうもんさうた所へ持候て、や^(小袖)候、如年々、珍重々々、よ

めにうへよりぬきしろのごそてと、のへたひ候、れう二石即出之、珍

重々々、^(34上)

十四日、天晴、「くらまへまいる、ことしの中の月まいりすミ候、御はつを百疋、持てまいる、めてたく候、」^{○一四日・二五日条 下部空白に記す}

十五日、天晴、

十六日、天晴、

十七日、天晴、

十八日、天晴、

十九日、天晴、きんり御す、はらいなり、珍重々々、御いわる如例年云々、ことさら当年珍重々々ともと云々、

廿日、天晴、但雪下、

廿一日、天晴、雨下、終夜、

廿二日、天晴、

廿三日、天晴、

廿四日、天晴、

廿五日、天晴、

廿六日、天晴、さうた正月かい物とも^(34下)と、のへ、あけ申候、珍重々々、一わらのさこの四郎、蕙のしゅうわらむしろ十五まいもたせてまいり候、やふたい如年々、のこりはしちにて出候、

廿七日、天晴、

廿八日、天晴、さうたこめ三斗・御あし百疋もたせてまいり候、かつ、廿九日、天晴、さうたこめ三斗あけもたせてまいり^(候)御なり二十疋かをとりてくれ候まで、九斗あけ候、つかう也、^(35上)

卅日、天晴、式石三斗、四はうはいの御下行、てんさい^(典齋)より御うけこいにて候、まへハにちせう上人と申也、たゝいまこのふん^(日乗)つしの二郎殿よりいたされ候と云々、珍重々々、

壺石九升、たゝミのたいくかたへ下行、御さかた也、珍重々々、^(35下)

けきまち御地子納ちやうともへつしにこれあり、
百文、大と^(大富)ミくしせんこんはいのくよう十二月ふんうけとりやり候へハ、とりミたし候と申、やかてきたれのよし申候ま^(36上)かさねてとりつかわすへし、